

損害保険における契約者保護制度(支払保証制度)の変更について

2006年4月

日本興亜損害保険株式会社

2006年4月1日から、保険業法が改正され、損害保険における契約者保護制度が変更されました。

万が一、引受け保険会社が破綻した場合、自動車保険・火災保険などについては、90%を補償する制度から、破綻後3か月間に限り保険金が全額支払われる仕組みへと変更されました。

(補償の内容は、ご加入の保険契約の種類や保険期間、ご契約者が個人・小規模法人であるかどうかなどにより異なります。)

2006年3月末までにご加入された保険契約についても、2006年4月1日以降に保険会社が破綻した場合には、改正後の新制度による補償が適用されます。

新制度の概要は以下のとおりとなっております。

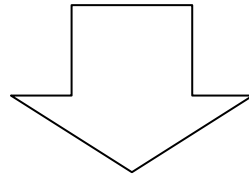
なお、さらに詳細な内容に関しましては、損害保険契約者保護機構のホームページ(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご参照下さい。

新たな損害保険会社に関する契約者保護制度(支払保証制度)の概要

< ~ 2006年3月末 >

自動車保険契約、火災保険契約*、疾病・傷害・介護に関する保険契約、海外旅行傷害保険契約及びこれらに属する積立保険契約について、保険金支払いも、満期返戻金・解約返戻保険料も、一律90%の補償

* 火災保険は、保険契約者が個人・小規模企業社・マンション管理組合であるものに限る。



保険契約の特性に応じ、以下の通り、補償見直し

< 2006年4月1日 ~ >

		事故発生時の補償 (保険金支払)	解約返戻保険料	(積立型保険である場合) 積立部分の満期返戻金、 解約返戻保険料など
損害保険 (下記以外)	自動車保険	破綻後3か月以内 の保険事故は、 100% 3か月経過後、 80%	80%	80%
	火災保険、 賠償責任保険など 自動車保険以外の 損害保険 ⁽¹⁾			
疾病や傷害に関する保険	短期傷害保険 ⁽²⁾ 、 海外旅行傷害保険			
	年金払積立傷害保険、 財産形成貯蓄傷害保険、 確定拠出年金積立傷害保険	90% ⁽³⁾		90% ⁽³⁾
	短期傷害保険以外の 傷害保険、 所得補償保険、 医療補償保険、 介護(補償)保険など	90% ⁽³⁾		80%

(注) 自賠償保険、家計地震保険については、改定前後を問わず、保険金支払及び解約返戻金ともに100%。

1; 保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合であるもの(これ以外のものであって、その被保険者である個人・小規模法人・マンション管理組合がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分を含む)に限ります。

なお、小規模法人とは、破綻時に常時使用する従業員・職員数が20人以下の日本法人、外国法人(日本の営業所または事務所を通じて保険契約が締結されている場合に限る)をいいます。

2; 傷害保険であって保険期間が1年以内の保険契約をいいます。

3; 予定利率が過去5年にわたり常に3%より高い場合には、90%から追加で引き下げとなります。